

第1 平成30年度予算のポイント

《平成30年度国土交通省予算》

1. 国費総額

(1) 一般会計 5兆8,047億円 (1.00倍)

公共事業関係費 5兆1,828億円 (1.00倍)

○一般公共事業費 5兆1,284億円 (1.00倍)

○災害復旧等 544億円 (1.02倍)

非公共事業 6,220億円 (1.01倍)

○その他施設費 531億円 (0.86倍)

○行政経費 5,688億円 (1.03倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 4,564億円 (0.86倍)

2. 財政投融资 3兆3,981億円 (0.93倍)

(参考) 財投機関債総額 3兆1,629億円 (1.07倍)

※ 計数は、整理の結果異動することがある。

平成 30 年度

水管理・国土保全局関係予算

決 定 概 要

平成 29 年 12 月

国土交通省 水管理・国土保全局

1. 予算全般

予算の基本方針

“防災意識社会”と“水意識社会”へ新たに展開していくことが重要との認識のもと、生産性向上などのストック効果を重視しつつ、防災・減災対策、老朽化対策等への課題に対応する。

- 気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や切迫する大規模地震に対し、ハード・ソフト一体となった予防的対策や、甚大な被害が発生した地域における再度災害防止対策等の取組を推進。特に、平成29年7月九州北部豪雨等を踏まえて実施した全国の中小河川の緊急点検の結果に基づく対策を重点的に推進。
- 魅力ある水辺空間や良好な自然環境の創出等の地域活性化、観光振興等に貢献する取組を推進。
- 公共施設のストック管理・適正化のため、施設の集約化や長寿命化計画策定を通じたトータルコストの縮減を図る等、効率的な事業を推進。
- 東日本大震災からの復旧・復興を加速させるため、堤防等の復旧・整備を推進。

予算の規模

○一般会計予算	8,442 億円
一般公共事業費	8,014 億円
治水事業等関係費	7,961 億円
うち河川関係 6,773 億円、砂防関係 1,048 億円、海岸関係 140 億円	
下水道事業関係費	54 億円
災害復旧関係費	418 億円
行政経費	10 億円

上記以外に、省全体で社会資本総合整備20,003億円がある。

○東日本大震災復興特別会計予算（復興庁所管）	1,105 億円
復旧	1,042 億円
復興	63 億円

上記以外に、省全体で社会資本総合整備（復興）961億円がある。

（四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。）

予算の内訳

○一般会計予算

単位：億円

事 項	平成30年度	前 年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費	8,014	8,009	1.00
治 山 治 水	7,714	7,709	1.00
治 水	7,574	7,569	1.00
海 岸	140	140	1.00
住宅都市環境整備	247	247	1.00
都市水環境整備	247	247	1.00
下 水 道	54	54	1.00
災害復旧関係費	(506) 418	(506) 416	(1.00) 1.00
行 政 経 費	10	10	0.97
合 計	(8,530) 8,442	(8,526) 8,436	(1.00) 1.00

※（ ）書きは、他局の災害復旧関係費の直轄代行分等（平成30年度88億円、前年度90億円）を含む

上記以外に、省全体で社会資本総合整備20,003億円がある。

○東日本大震災復興特別会計予算（復興庁所管）

単位：億円

事 項	平成30年度	前 年 度	対前年度 倍 率
復 旧	1,042	1,070	0.97
復 興	63	69	0.92
合 計	1,105	1,139	0.97

上記以外に、省全体で社会資本総合整備（復興）961億円がある。

（四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。）

主要項目

1. 治水事業等関係費

(1) 防災意識社会への転換の加速化 【4,685億円】

1) 水害の頻発・激甚化に対応する治水対策 【3,917億円】

気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化を踏まえて、治水対策を計画的に実施するとともに、激甚な水害が発生した地域等において、再度災害防止対策等を集中的に実施する。

また、施設では防ぎきれない大洪水が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築するため、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

2) 地域を守る総合的な土砂災害対策 【768億円】

平成29年7月九州北部豪雨等を踏まえ、集中豪雨等に起因する土砂・流木災害への予防的対策として、砂防堰堤等を重点的に整備するとともに、激甚な災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施する。

また、警戒避難体制整備に向けた土砂災害警戒区域等の指定や防災拠点等の保全を着実に進めるなど、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する。

3) 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震に備えた地震・津波対策 【388億円】*

切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震等に備えるため、東日本大震災の教訓を生かした津波防災地域づくりを進めるとともに、各々の地震で想定される具体的な被害特性に合わせ、堤防の耐震対策等を重点的に実施する。

※ 他項目との重複計上。

特に、上記の1)及び2)については、平成29年7月九州北部豪雨等を踏まえて実施した全国の中小河川の緊急点検の結果に基づく対策を重点的に推進する。

(2) 水意識社会への展開 【87億円】

住民、地方自治体、民間事業者、河川管理者等の関係者が水の利用や水辺空間の活用など水に関する幅広い知識・情報を共有し、流域における水の多様な恵みを社会全体で認識・享受するとともに、それらが人々の意識の深部に浸透した社会を実現するため、地域の特徴を活かした魅力ある水辺空間や良好な自然環境の創出、流域マネジメントの取組等を推進する。

(3) 公共施設のストック管理・適正化 【2,021億円】

河川管理施設等の所要の機能を確保するため、河川管理施設等の点検・評価結果に基づく補修・更新等を着実に実施する。

また、施設の機能の確保に係るコストの縮減を図るため、長寿命化計画に基づく取組等を推進するとともに、生産性向上を図るための新技術の導入等の取組を推進する。

2. 下水道事業関係費

【54億円】

安全・安心な生活を確保するための浸水対策や地震対策、下水道の機能を確保するための戦略的なアセットマネジメント、ICTの活用や施設の集約化等による広域化、効率的な整備による下水道未普及地域の早期解消、下水道のエネルギー・イノベーション等を推進するとともに、そのために必要な技術開発等を実施する。

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備20,003億円、工事諸費等がある。)

東日本大震災からの復旧・復興関係費

復旧・復興（東日本大震災復興特別会計）

【1,105億円】

被災地の復旧・復興を加速するため、旧北上川等において、河川・海岸堤防の復旧や耐震対策等を推進する。

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備（復興）961億円がある。)

2. 新規事項

新規制度等

1. 治水事業等

(1) ダム再生計画策定事業の創設(社会資本総合整備)

既設ダムを有効活用するダム再生をより一層推進するため、都道府県が実施するダム再生計画の策定について、新たに「ダム再生計画策定事業」を創設し、堰堤改良事業の交付対象に追加する。

(2) 流域貯留浸透事業の拡充(社会資本総合整備)

流出抑制対策を効果的・効率的に推進するため、民間が所有する暫定調整池やため池等の既存ストックの改良を、地方公共団体との管理を前提に新たに流域貯留浸透事業の交付対象に追加する。

(3) 河川防災ステーション整備の重点化

河川防災ステーションにおける防災力の強化や平常時の利活用を一層推進するため、地元自治体等との連携強化等についての要件を新たに河川防災ステーション整備制度の要件に追加する。

(4) 総合流域防災対策事業調査費の創設

水災害の減災・防災技術を更に高度化・効率化するため、AI、IoT等の異分野最先端科学技術を活用した研究開発・調査を対象とする総合流域防災対策事業調査費を創設する。

2. 災害復旧等事業

(1) 河川災害復旧事業の拡充

洪水等により河川に堆積した流木等を迅速に処理し、二次災害の発生を防止するため、一定規模以上堆積した流木等の処理を新たに直轄河川災害復旧事業の対象に追加する。

(2) 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

海岸に漂着する流木等の処理を効率的に実施するため、採択基準未満の時点の漂着流木等の処理の着工が可能となるよう、新たに災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の対象に追加する。

(3) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助の拡充

激甚災害発生時における市町村によるがけ崩れ災害への迅速な対応のため、保全対象が要配慮者利用施設等の公共的建物の場合についても、新たに災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の補助対象に追加する。

(4) 河川等災害復旧事業費補助等の拡充

大規模災害時に地方公共団体の負担も考慮し、早期復旧を図るため、大量の土砂で埋塞した公共土木施設を災害復旧事業等の災害査定時に全損として扱うとともに、著しい土砂埋塞について、河川等災害復旧事業のうち、川幅を拓げるなどの一定の計画に基づいて行う改良的な復旧事業(一定災)の補助対象に新たに追加する。

3. 下水道事業

(1) 下水道広域化推進総合事業の創設(社会資本総合整備)

地方公共団体における下水道事業の広域化を促進するため、計画策定から取組ま
でを総合的に支援する下水道広域化推進総合事業を創設する。

(2) 下水道民間活力導入促進事業の創設(社会資本総合整備)

下水道事業におけるコンセッション(公共施設等運営権制度)の導入促進を図る
ため、民間事業者に対する適切な履行監視(モニタリング(現場技術業務等に限る))
を交付対象とする下水道民間活力導入促進事業を創設する。

(3) 下水道エネルギー・イノベーション推進事業の創設(社会資本総合整備)

下水道の資源・エネルギー利用の推進を図るため、計画策定から資源・エネルギ
ー利用に係る施設整備を総合的に支援する下水道エネルギー・イノベーション推進
事業を創設する。

(4) 下水道総合地震対策事業の延伸(社会資本総合整備)

下水道の計画的な地震対策を推進し、地震時においても避難所等のトイレ機能の
確保や、まち中からの汚水・雨水の排除等下水道機能の確保を図るため、平成 29
年度末で期限を迎える下水道総合地震対策事業の延伸を行う。

新規事業

(1) 雨竜川ダム再生事業(北海道)

雨竜第 1、第 2 ダムの容量振替、雨竜第 2 ダムのかさ上げによる治水機能の確保
を行う雨竜川ダム再生事業に直轄事業として新規着手(実施計画調査段階)する。

(2) 矢作ダム再生事業(愛知県、岐阜県)

矢作ダムの放流設備増設による治水機能の増強を行う矢作ダム再生事業に直轄
事業として新規着手(実施計画調査段階)する。

(3) 早明浦ダム再生事業(高知県)

早明浦ダムの放流設備の増設、容量振替による治水機能の増強を行う早明浦ダム
再生事業に水資源機構が実施する事業として新規着手(建設段階)する。

(4) 城原川ダム建設事業(佐賀県)

直轄事業として実施計画調査中の城原川ダム建設事業を建設段階に移行する。

<参考> 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体において河川管理施設等の適正な管理を実施するため、個別施設
の長寿命化計画に基づき実施する地方単独事業に対する地方財政措置を拡充する。